入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年２月６日
支出負担行為担当官
東北地方整備局副局長　安部　　賢
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
○第18号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　能代港大森地区泊地（－10m）外浚渫工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　秋田県能代町日和山下地先
⑷　工事内容　浚渫工、土捨工を施工するものである。
⑸　工期　契約締結日から令和６年１月17日まで
⑹　本工事は、「技術提案（工事全般の施工計画）」、「企業・配置予定技術者の技術力」及び「賃上げの実施を表明した企業等」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の対象工事であり、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑺　本工事は、申請書及び資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する対象工事である。
⑼　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。
　若手主任（監理）技術者は、令和４年４月１日時点で満40歳未満の者とする。
⑽　本工事は、中間前金払いに代わり、出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事であり、出来高部分払方式の選択にあたっては、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官に通知すること。
⑾　本工事は賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
⑿　本工事は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において、認定又は表彰された工事実績を企業の同種工事の施工実績及び技術者の同種工事の施工経験として評価する工事である。
⒀　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後、速やかに発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
⒁　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」契約締結後に「工事設計書」を公表する工事である。
　「工事設計書」については、契約後に適宜、東北地方整備局港湾空港部ホームページにより公表する。
⒂　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事・「労務費見積り尊重宣言」促進モデル・ＩＣＴ活用工事（発注者指定型）・ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）・荒天リスク精算型・休日確保評価型及び新型コロナウイルス対策を伴う熱中症予防対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

2　競争参加資格
　次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。
　なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における令和３・４年度一般競争（指名競争）入札参加資格のうち、「港湾等しゅんせつ工事」に係る決定を受けていること。
⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度一般競争（指名競争）入札参加資格のうち、「港湾等しゅんせつ工事」に係る定期競争参加資格審査申請を行い受理されていること。なお、令和５年４月１日から有効な資格の決定が得られていない場合は、当該工事の入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。
⑷　東北地方整備局（港湾空港関係）における令和３・４年度一般競争（指名競争）入札参加資格のうち、「港湾等しゅんせつ工事」の決定の際に算定した客観点数が次に示す数値以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該「港湾等しゅんせつ工事」における客観点数が次に示す数値以上の者であること）。
　１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者　950点以上
　２）特定ＪＶの代表者以外の構成員　750点以上
⑸　東北地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度一般競争（指名競争）入札参加資格のうち、「港湾等しゅんせつ工事」の申請の際に算定した客観点数が次に示す数値以上の者であること。また、開札の時点において、同様の客観点数の決定を受けていること。客観点数の決定を受けていない場合は、当該工事の入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。
　１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者　950点以上
　２）特定ＪＶの代表者以外の構成員　750点以上
⑹　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（上記⑵の再決定を受けた者を除く）。
⑺　平成19年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体での実績においては、代表者を含む構成員のいずれか１社が同種工事の施工実績を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
　１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者
　・同種工事は、浚渫を行った工事。
　２）特定ＪＶの代表者以外の構成員
　・同種工事は、浚渫を行った工事。
　なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領の制定について（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事において申請できる主任技術者又は監理技術者は１名とする。
　１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　２）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、平成19年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任技術者又は監理技術者の工事の施工経験は求めない。